

○負担金を算定する際における「子ども手当」の取扱いについて

〔平成22年4月1日地基経第30号〕
各支部長あて経理課長

本年3月31日に公布された平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に規定する「子ども手当」は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第49条第2項に規定する「給与」に該当しないので、児童手当の取扱いと同様、地方公共団体等の予算及び決算の歳出に係る「節」の区分のうちの「職員手当等」の中に「こども手当」が計上されていても、これは、負担金の算定基礎となる「給与費総額」（経理事務処理要領別紙様式第6号中「算定基礎」表及び別紙様式第13号中「算定基礎」表にいう給与費総額）から除外してください。